

令和 7 年 7 月 11 日

東員町議会 議長 南部 豊様

東員町議会議 山崎 まゆみ

## 研 修 報 告 書

研修期間	令和 7 年 7 月 2 日 (水) ~ 7 月 3 日 (木)
研修 (視察) 先	7 月 2 日 (水)・・・福井県おおい町議会 7 月 3 日 (木)・・・石川県津幡町議会
目的 (テーマ等)	7 月 2 日 (水)・・・議会改革、通年議会について 7 月 3 日 (木)・・・能登半島地震における町と議会の対応について
参加議員名 (複数の場合)	東員町議員全員協議会委員 11 名と 正副議長
資料添付の有無	有 ・ ④無

※ 研修概要、内容、所感などは、次ページにご記入ください。

《研修概要・内容》

7月2日・・・「**おおい町議会の 議会改革・通年議会について**」

(おおい町議会議長、副議長、議会運営委員会委員長、事務局長)

◎おおい町議会の議会改革

❶「基本条例」制定・・・平成23年

議会への民意の反映と情報公開を充実し、議決機関としての責任を果たす

- 議会報告会
- 一般質問は一問一答方式で政策提言の討議による善政競争の展開
- 調査研究活動の充実強化
- 情報公開と意見交換
- 議員研修の充実強化

❷タブレット導入・・・令和元年

《効果》

- ① 関係資料等ペーパーレス化
- ② 委員会へのオンライン出席が可能となり、災害時等の議会機能維持が図られる
- ③ 災害時のBCPに基づくタブレット活用の訓練可能となる。業務継続の認識や意識が深まる
- ④ ラインワークス(※)の導入で、スケジュール管理が可能になり、議員間で活動の見える化が図られる

❸議会BCP策定・・・令和2年

『おおい町議会 災害時業務継続計画 おおい町議会BCP』

❹オンライン委員会の開催を可能に・・・令和3年

「おおい町議会委員会条例」と「会議規則」改正

・感染症対応・疾病・出産・育児・介護なども欠席自由に明記

❺通年議会導入・・・令和4年

《検討中の課題》

○専決処分、理事者側の負担増→理事者側と十分な協議

★★年間の調査計画をたてて、事前に理事者に示して、調査対応を求める

❻議会基本条例改正(委員会代表質問について)・・・令和6年

◎住民参画・議員の見える化

【出前懇談会】

- ・住民からの申し込みと、議会からの依頼の双方向で実施
- ・住民意見の回答を、ホームページで公開

【オンライン議会報告会】

- ・誰でも参加可能
- ・定期的に開催

『町内イベントに議会ブースの設置』

- ・議会活動展示
- ・社会教育との連携

『議会だよりアンケート実施』

『区長会や女性団体との定例的な意見交換』

『中学生議会の実施・学校教育との連携』

『一般質問 DVD の図書館配置』

7月3日・・・「津幡町議会の 能登半島地震における町と議会の対応 について」

◎町行政として災害対応に必要なと感じたこと

- ①担当業務及び関係法令を理解し、八歳児に迅速かつ効率的な業務の遂行が必要
- ② 有事の際は速やかな災害対応について、職員の意識づけ
- ③ 部課長不在でも的確な指揮命令を行える体制構築の必要性
- ④ 情報収集・共有について効率的な手法を要検討
- ⑤ 避難所開設運営について、効率性を考慮した職員配置や物資運送など、柔軟な対応ができるように
- ⑥ 国のプッシュ型支援により頻繁な食料品・飲料水搬入出の対応に苦勞

◎町行政の今後の取組

①避難所運営の改善

避難所のデジタルキーボックス

②大規模災害を見据えた対応体制の強化

初期体制の見直し・強化・トイレカー配備

③町民への発信力強化、防災啓発の充実

避難所情報デジタル化で、避難所昨日や場所の周知

防災啓発の充実

◎町議会としての災害対応

議会災害対策支援本部設置（発災2日目）

議員の安否確認・被災情報の共有

各議員から寄せられた被災状況は、議会でまとめて災害対策本部に情報提供

町行政の災害対策本部に、議会代表して議長のみがオブザーバー参加した

委員会はオンライン会議の開催が可能

◎町議会の今後の取組

①年2回の議会の防災訓練を行っていく

②備蓄について「議会災害対応マニュアル」の再検討、見直し

③本会議場での「傍聴人の安全誘導の仕方」を考え、訓練もする

◎議員のあるべき行動

- ・発災直後は、議会へ行政への情報提供のみ
- ・後日全協で説明受ける
- ・一般質問を減らし、行政の負担軽減を考える
- ・「あれ持ってこい、これもってこい」は言わない

## 《所 感》

おおい町議会では、町民に信頼され、町民の付託に十分に応えられる議会としての機能強化や議会活動の見える化、議会の活性化を進めるため、議員の皆さんが精力的に様々な取組を行って見えます。そのひとつひとつについて、詳細にご説明いただけ、質問にも丁寧にご回答いただきました。

参考にさせていただき、東員町議会も取り組んでいけると良いと思うことがたくさんありました。「オンライン議会報告会」や、「町内イベントに議会ブースの設置」や、「区長会や女性団体との定例的な意見交換」は、良いアイデアだと感心しました。比較的取り組みやすいと思われるため、実施に向けて検討していけたらと思います。

「議会改革」の言葉だけが独り歩きして、議会改革に対する議員の意欲や成果が、住民に届きにくいということを東員町でも感じる場合があります。あくまで議会内の改革にとどまるので、日頃傍聴されたり、議事録をこまめにチェックされたりという住民の方でない限り、一般の住民に議会改革アピール効果は薄いと思われます。

住民が議会の存在意義を評価するのは、議会の活動によって政策が変わって、地域の課題を解決できたと、住民が実感できることだと思のです。議会報告会を実施して、活動内容を知らせることは政策決定過程における議会の役割について住民の理解を得るためのものとして評価できると思いますが、結果の報告に終止しては、結局のところ、他人事という印象を与えてしまう懸念もあります。住民が議会活動を「我がこと」として捉えるためには、住民自身が政策決定過程に参加しているという感覚が必要だと思います。そのために「議会改革」では、議員と住民との協働関係をしっかりと構築できるようにすることが大切だと思います。議会活動の結果報告の公開だけでなく、現在進行中の議題について住民の意見を募る仕組みを作ることができればと思います。

議会が住民の声を聞く姿勢を明確にしていくことが必要だと思います。東員町議会議員全員で協議し、議員全員で協力し、真摯に取り組んでいきたいと思っています。

また、今回の視察のテーマであった「通年制」については、定例会の閉会日に”閉会中審査”の議決をしたうえで、年間通じて委員会活動を委員長のリーダーシップのもと、しっかり行っている我が東員町議会であり、今年度は東員町議会のどの常任委員会も、毎月定例委員会として1回以上の委員会を開催しています。それに対し、おおい町議会さんが通年制議会をはじめられた理由が、委員会活動の活性化というご説明でした。専決処分については、軽易な事項についての委任専決処分が、通年制導入以後にむしろ増えた、というお話でした。これらのおおい町議会さんの報告から、現在の東員町議会に「通年制でない不都合さ」が、全くわからなくなりました。通年制でなくとも、閉会中審査で委員会活動を活発に行うことができている東員町議会であるからです。

以上の疑問を抱えてしまったのですが、質疑応答の時間終了したため、議場見学の時間を利用して、おおい町議会議長さんにこの点の疑問を個人的にお尋ねさせていただきました。おおいまち議会議長さんは「閉会中審査ってのはグレーな部分ですね」とお答えになりました。その議長さんのお言葉で、私はかえってわからなくなっていました。

閉会中審査の議決をして、閉会中も一年を通して各常任委員会の活動を活発に行うことができている我が東員町議会が、現在通年制でない不都合さがどこにあるのだろうか？

通年制にする必要がどこにあるのか？

改めて通年制の必要性を学習する必要を感じた次第です。

津幡町議会の視察においては、「平時からできる減災活動と防災教育の必要性」を学習することができました。議会独自の防災訓練を年2回実施していくべきという、高い意識に敬服させられました。

被災され、実際に取り組まれたこと、被災体験のある方のお話はリアリティがあつて、本当に必要なこと、生の声をお聴きすることができ、参考にさせていただくことが多くありました。発災後、自治体職員の応急対策実施中（救助・生活支援）に「議員が邪魔をしてはいけない」とか、発災時に行政に余計な負担を議会・議員からかけることのないように、と他でもよく聞きますが、今回の視察で再度その報告を聞かせていただいたため、「発災時に議会がしてはならないこと、議会がすべきことをきちんと認識し、全議員で確認することの必要性」を東員町議会においても、今回の視察内容を参考にさせていただいて「いざという時のため」これらについて、議員間協議が必要であると思います。

住民の合意が得られるように、住民代表の議会議員が忌憚なく議論し、住民に納得していただける結論に導く任務をしっかりと務められるように、今後も引き続き全力を尽くしていこうと思います。